

今年の11月27日(日)は「上京を歩く日」としてまち歩きイベントを開催します。小雪も過ぎ、行く秋を惜しむ季節となりますが、小春日和の一日を楽しく健康的に歩かせませんか。皆さんのご参加をお待ちしております。

上京を歩く日 11月27日(日) ~史跡を巡って、まちの良さの再発見。湯ったり健康ウォークで健康に!~

スタート

場所 京都御苑下立売御門前
時間 午前9時30分(午前9時から受付開始)
※受付の際、仁和地域の散策マップをお渡しします。

コース

①史蹟を巡ってまちの良さを再発見コース
京都御苑下立売御門前~菅原院天満宮神社~橘公園(健康体操)~仁和地域を自由散策~北野天満宮(ゴール)
※コース中に、チェックポイントが数か所あります。
※ゴール受付は午後0時~1時30分(時間厳守)。全チェックポイントのスタンプ押印がある方には、完歩賞をお渡しします。

定員 ②コース30名(申込み先着順)
④コース12名(申込み先着順)
※その他のコースは定員なし
申込み 10月16日(日)~11月11日(金)に京都いつでもコール(4面参照)に申込み
※③コースは当日受付のみ



②湯ったり健康ウォークショートコース
京都御苑下立売御門前~菅原院天満宮神社~橘公園(健康体操)~長者湯(ゴール)
※入浴を希望される方は、入浴料410円と入浴道具が必要です(小学生以下無料)。



③史跡ウォーク
京都御苑下立売御門前~丸太町通~平安宮内裏内郭回廊跡(火起こしや拓本など様々な体験)
※以降は次の2コースを選択(北コース)~京都市考古資料館(ゴール)(南コース)~平安京創生館(京都アスニー)(ゴール)
④和菓子ツアー
同志社大学の学生による企画です。コースは当日発表。ゴールは烏丸通下立売付近(所要時間約3時間) ※和菓子購入等の実費が必要。



※写真はいずれも昨年の様子



秋の上京茶会 11月13日(日)

恒例の秋の上京茶会が北野天満宮明月舎で開催されます。北野天満宮は、「学問の神様」として知られる菅原道真公の神霊をお祀りした全国の天神社・天満宮の宗祀の神社で、区民の皆さんにも「北野の天神さん」の愛称で広く親しまれています。
日時 11月13日(日) 午前10時~午後3時
(受付は午前9時30分~午後2時30分)
また、天正15年(1587)には豊臣秀吉によって、北野天茶会が開催されたことでも有名です。
木々も色付き始める秋の澄んだ空のもと、「一碗のお茶を飲み、こころ豊かになり、時をお過ごしください。」
日時 11月13日(日) 午前10時~午後3時
(受付は午前9時30分~午後2時30分)
場所 北野天満宮明月舎(御前通今小路より)
お茶券 1千円(本席のみ)
また、お茶券1千円(本席のみ)をもちつくり推進課で10月17日(月)から販売
主催 上京区文化振興会
上京区役所
※まちづくり推進課 ☎441・5040、1階①番窓口

上京区リレートーク 「孤立死を防ぐための地域支援について」

上京区の地域皆さんとともに孤立死の防止について考えます!
高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者が増加しています。孤立死をはじめ高齢者に関する様々な問題について、地域で支え合う仕組みを作っていくために地域と関係機関がお互いの理解を深め、これからの支援のあり方について共に考えましょう。お気軽にご参加ください。

暮らしの行政困りごと相談
日時 11月8日(火) 午後1時30分~3時
場所 まちづくり推進課(1階①番窓口)
☎=京都府行政評価事務所 ☎211-1100

上京区地域介護予防推進センター
各種教室のご案内
○「ひらめき塾」認知症予防プログラム(全10回)
日時 11月4日~平成24年1月20日の毎週金曜日午後2時~3時30分(11月25日・12月30日は休み)
会場 京都市小川特別養護老人ホーム
内容 認知症についての学習会、脳トレーニング、ゲームなど
定員 10名程度(先着順)

上京歴史探訪館連続講座 町家で楽しむ語り

上京歴史探訪館では「連続講座」として琵琶演奏と落語会を開催します。「音語り」を通して町家の魅力を感じていただければ幸いです。
日程・内容
①11月13日(日) 「琵琶演奏と対談」
出演 上原まり(琵琶奏者・龍谷壽(同)
志社女子大学名誉教授)
②12月4日(日) 「落語とお囃子」
出演 桂九雀(落語家)・高橋真喜(三味線)
時間 午後1時30分~3時30分(受付は午後1時)
場所 京まちや平安宮(下立売通恵光院西入)



入学・入所の手続きをお忘れなく
来年度4月に小学校へ入学する新1年生の保護者の方へ
来年度4月に小学校へ入学するのは、平成27年4月2日、平成28年4月1日に生まれた児童です。
区役所から「入学届」の用紙を、10月24日(日)頃郵送しますので、11月4日(金)までに指定の学校に提出してください。用紙が届かない場合は、市民窓口課記録担当 ☎441・5056、1階④番窓口へお申し出ください。
なお、来年、中学校へ入学される方の入学手続き等は来年度1月です。
☎=指定の学校又は市教委調査課 ☎22・3772

来年度4月から保育所又は昼間里親への入所を希望される保護者の方へ
保育所への入所を希望される方には、入所申込書を11月上旬から支援保護課と各保育所(園)でお渡しします。また、保育を必要とする生徒57日目に3歳未満児を家庭的な環境で預かりする昼間里親についても、入所申込書を11月上旬から支援保護課と各昼間里親でお渡しします。なお、保育所への年度途中の入所申込みは、随時支援保護課で受け付けています。
☎=支援保護課支援第一担当 ☎441・5109、3階⑥番窓口

ここはどこ? 第187回
正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。
寺町広小路上の廬山寺は天台宗一派である円浄宗の本山です。平安の天慶元年(九三〇)に慈恵大師良源(元三大師)が北山に開いた興願寺です。
金剛院が起り、寛元三年(一二四五)に法然上人の弟子住心坊覚鑿によって船岡山の麓に再建され、天台宗の聖地「廬山」に因み名としました。天正十三年(一五八五)現在地に移ります。
二月の節分には鬼の法衆が行われます。(い)

けんこう情報
ご存知ですか? 年に1回、清掃と法定検査が必要です。
ビルやマンションなどの飲用水の多くは、水道水をいったん受水槽にためてから給水しているものがあります。このような給水方式のうち有効容量が10㎡を超える受水槽を簡易専用水道といいい、年に1回、法定検査を受ける義務が課せられています。給水施設が適正に管理されていないと、水に異常をきたすことになり、大切な飲用水を衛生的に保つために、受水槽を設置している管理者は、次のような維持管理に努めてください。
日常的検査
給水栓での水の色、濁り、におい、味などのチェックを定期的に実施してください。
定期的検査
受水槽や高置水槽の清掃を、年に1回、実施してください。
法定検査
年に1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による法定検査を受けてください。
法定検査がお済みでない方は、速やかに検査を受け、飲用水の衛生確保を図ってください。
届出など
区内で、受水槽を設置又は撤去するとき、設置者などを変更したときは衛生課まで届出をしてください。届出用紙は、衛生課窓口や京都市ホームページ「京都市情報館」の申請書ダウンロードの生活衛生関係から入手できます。法定検査機関については、衛生課へお問い合わせください。
☎=衛生課 ☎442・3002

区社協通信
乳幼児さん衣類・グッズいっぱいフリーマーケット!
子どもが就園するまでの一時期、親子一緒に楽しめる子育てサークル「上京クルディア」が、乳幼児用品のフリーマーケットを開催します。出品者は同じ子育て中の現役ママさんたち。かわいければあつという間に小さくなってしまった「洋服」や「おもちゃ」など、また、当日、会場の2階にある子育てルームの自由開放も行っています。お買物の後、ぜひお立ち寄りください。
日時 毎週火・木・金 午前10時~正午
内容 3歳までの乳幼児さん保護者の子育てサークルです。カーペット敷きの広いお部屋でのびのび遊んでいただけます。
☎=上京区社協 ☎442・9500、堀川通中立売西入一筋下る 元聚楽小学校(内)
フリーマーケット
日時 10月20日(木) 午前10時30分~11時45分
場所 元聚楽小学校1階図書室
子育てサークル「上京クルディア」
日時 毎週火・木・金 午前10時~正午
内容 3歳までの乳幼児さん保護者の子育てサークルです。カーペット敷きの広いお部屋でのびのび遊んでいただけます。
☎=上京区社協 ☎442・9500、堀川通中立売西入一筋下る 元聚楽小学校(内)

上京交通安全フェスティバル
11月20日(日) 午後5時から新町小学校体育館(上京交通安全フェスティバル)が開催されます。
当日、さまざまな催しが盛りだくさんです。ぜひ、ご家族で応援してください。
上京交通安全フェスティバル
11月20日(日) 午後5時から新町小学校体育館(上京交通安全フェスティバル)が開催されます。
当日、さまざまな催しが盛りだくさんです。ぜひ、ご家族で応援してください。

国民健康保険からのお知らせ
被保険者証(保険証)をカード化します
現在お持ちの保険証は、11月30日(有)有効期限が切れます。新しい保険証を11月中旬までに郵送します。新しい保険証は一人一枚のカードです。
のび注意ください。新しい保険証が届きましたら、①保険証の記載に誤りはないか②他の保険に加入した方や住所を変更した方についての届出を忘れていないかをお確かめください。
☎=保険年金課資格担当 ☎441・5100

家屋の新增築・滅失、土地の用途変更等に係る届出
固定資産税は、家屋や土地の現況を把握した上で課税しています。家屋を新築・増築又は取り壊した場合、土地の利用方法を変更した場合などには、物件の所在する区役所又は支所の固定資産税担当課へご連絡ください。
☎=固定資産税課家屋担当 ☎441・5000、2階⑥番窓口